

災害復旧・復興工事における 作業者の健康管理支援研修会

「令和6年能登半島地震の復旧・復興工事での
災害発生状況とご注意いただきたい事項」
説明資料

穴水労働基準監督署 監督・安衛課長 新元真之

「石川県内における労働災害の動向」①

石川県における労働災害の推移

◆ **労働災害**（休業4日以上、コロナウイルス感染症を除く）の発生状況の推移は、減少に転じる年もあるものの増加傾向となっている。

◆ 労働災害によって**死亡した労働者**の人数は、**令和5年**に昭和48年以降の**統計上最少の6人**を記録したものの以降は倍増となっている。

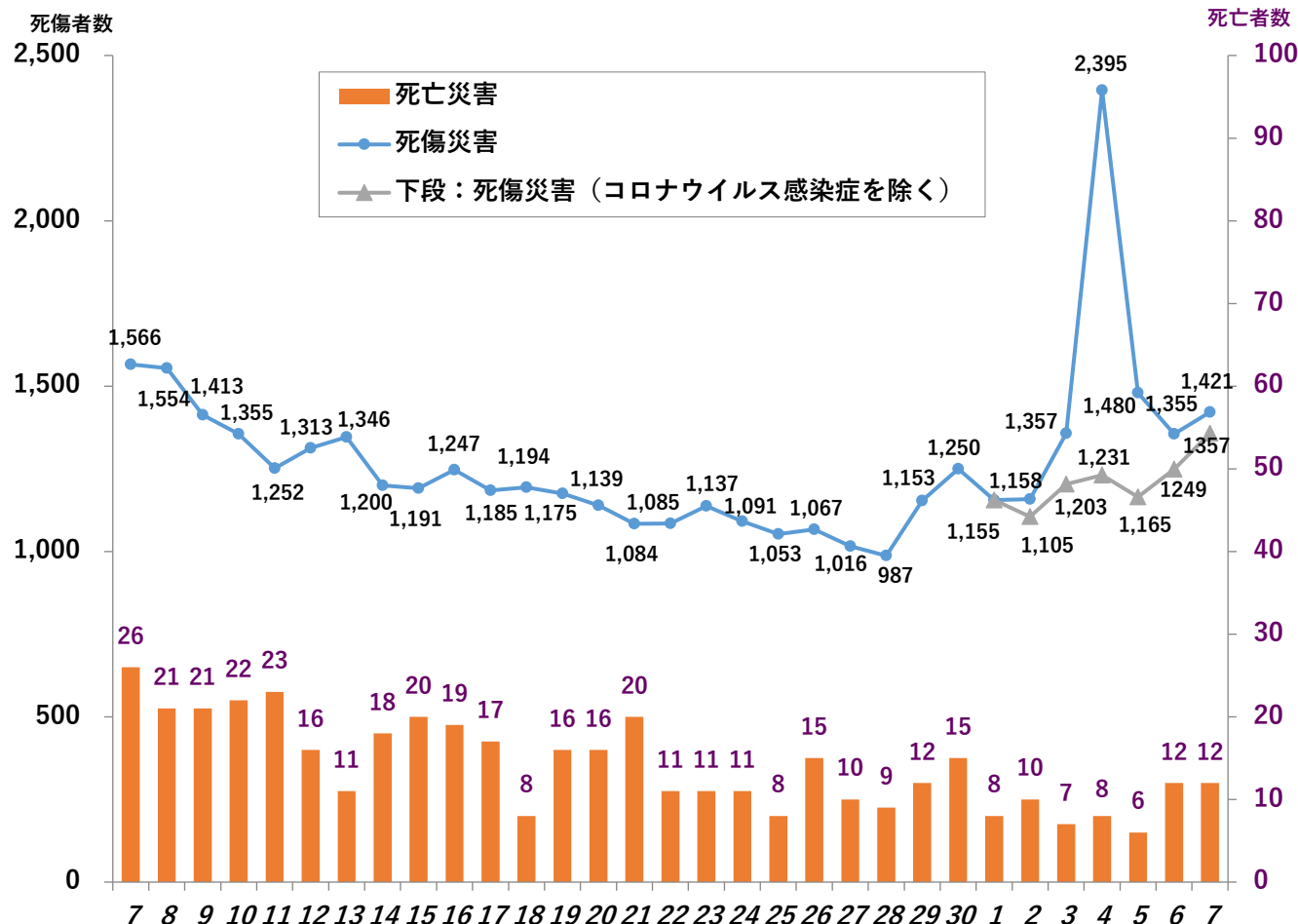
＜業種別＞「建設業」3人、「運輸交通業」3人、「製造業」2人、「商業」2人、「接客娯楽業」1人、「その他の事業」1人

＜事故の型別＞

「交通事故」5人、「墜落・転落」2人、「はさまれ・巻き込まれ」2人、「崩壊・倒壊」1人、「火災」1人、「有害物等との接触」1人

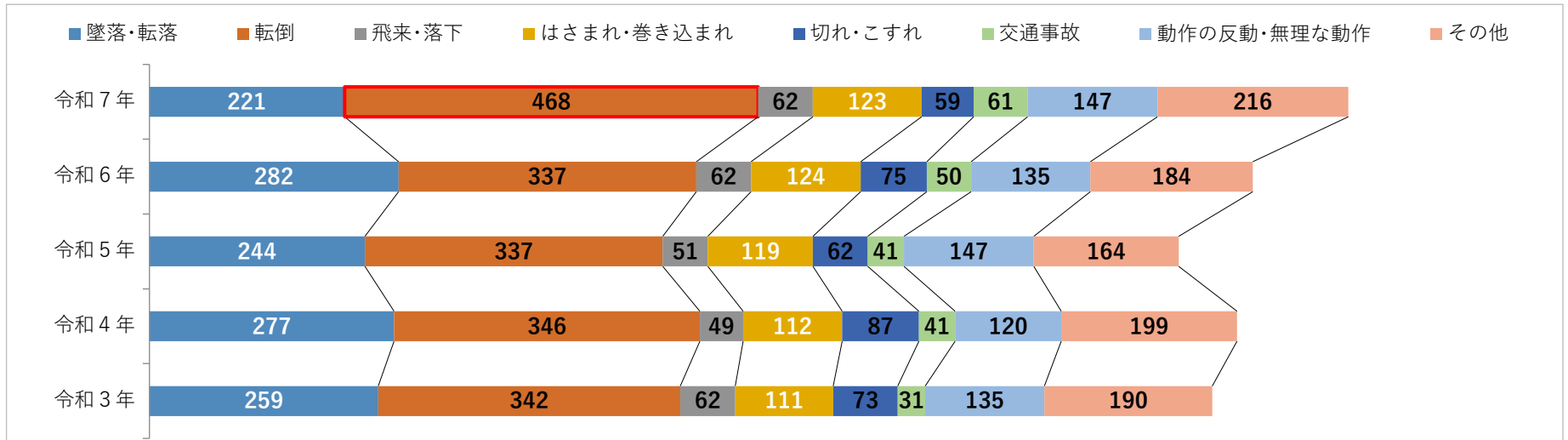
【石川労働局HP】

「労働災害発生状況」

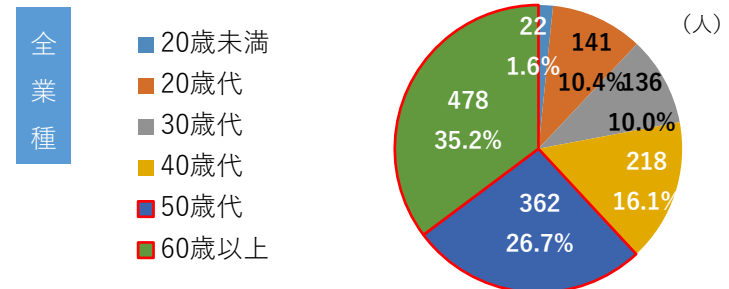


「石川県内における労働災害の動向」②

事故の型別（コロナウイルス感染症を除く）では、通路、作業床等における「転倒」災害の死傷者数が468人(全体に占める比率34.5%)と最も多く、次いで高所や階段等からの「墜落・転落」災害が221人(同16.3%)、「動作の反動・無理な動作」が147人(同10.8%)、「はさまれ・巻き込まれ」が123人(9.1%)となった。



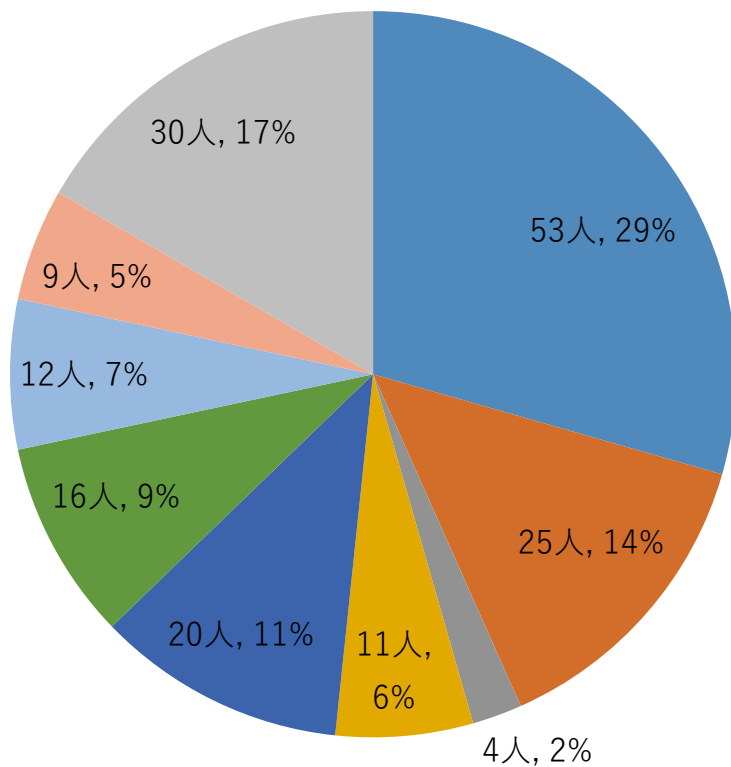
「50歳代」、「60歳以上」の死傷者数は合計840人となり、全体の61.9%を占め、依然、過半数を超えている。50歳以上の死傷者数の占める割合は、旅館業で93.9%、運輸交通業で67.6%、社会福祉施設で59.8%小売業で、76.5%を占め、特定の業種で高齢労働者の災害発生率が高くなっている。50歳以上の労働者が転倒災害に占める割合は最多の81.2%となっている。



石川県内の建設業の労働災害発生状況

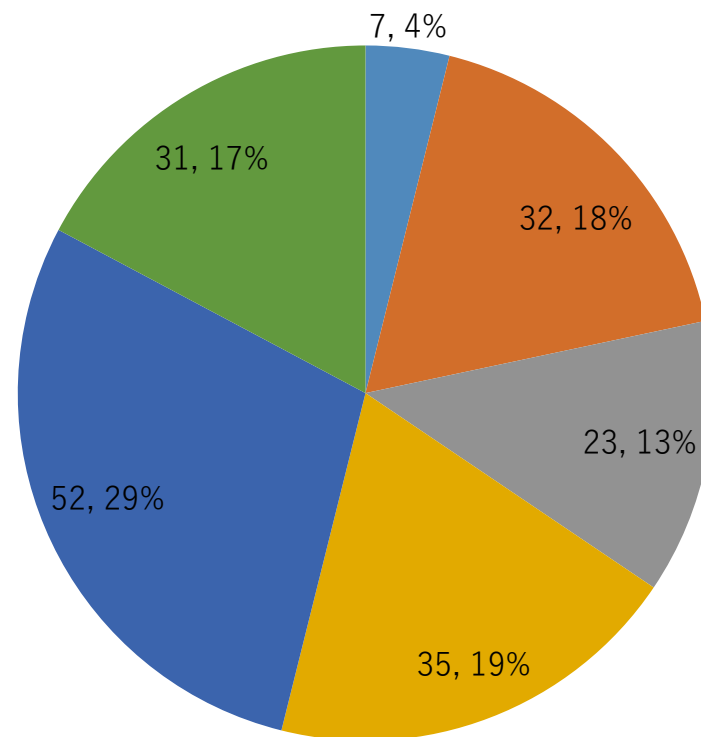
事故の型別の状況

- 墜落、転落
- 転倒
- 激突
- 飛来、落下
- 激突され
- はさまれ、巻き込まれ
- 切れ、こすれ
- 交通事故（道路）
- その他



年齢別の状況

- 20歳未満
- 20歳代
- 30歳代
- 40歳代
- 50歳代
- 60歳以上



直近の労働災害発生状況(令和8年7月速報値)

令和8年 労働災害発生状況（速報値）

令和8年7月31日現在
石川労働局

前年同月比（コロナウィルス感染症を除く）										50人	7.6%	石川労働局																						
業種別	年別 死傷者	合 計						前年同月比			労働基準監督署別																							
		8 年			7 年						金沢署				小松署				七尾署				穴水署											
		8 年			7 年			8 年		7 年		8 年		7 年		8 年		7 年		8 年		7 年												
		死亡	死傷	コロナ ウィルス 感染症を 除く (内数)	死亡	死傷	コロナ ウィルス 感染症を 除く (内数)	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	死傷											
総 計		4	719	710	7	701	660	▲ 3	18	2.6%	2	442	441	5	422	381	1	152	152	1	169	169	0	84	76	1	68	68	1	41	41	0	42	42

建設業	土木工事		25	25		19	19		6	31.6%		5	5		9	9		7	7		2	2		5	5		2	2		8	8		6	6
	木造家屋建築		10	10	2	35	35	▲ 2	▲ 25	▲71.4%		6	6	2	7	7		2	2		4	4		1	1		8	8		1	1		16	16
	建築工事	1	33	33	2	50	50	▲ 1	▲ 17	▲34.0%		19	19	2	15	15		8	8		6	6		2	2		12	12	1	4	4		17	17
	その他の建設業		15	15		12	12		3	25.0%		7	7		5	5		3	3		3	3		3	3		2	2		2	2		2	2
	計	1	73	73	2	81	81	▲ 1	▲ 8	▲9.9%		31	31	2	29	29		18	18		11	11		10	10		16	16	1	14	14		25	25

【参考統計】 能登半島地震 復旧等工事の労働災害 件数(月別・累計)の推移 (建設業全体の災害のうち地震関連工事の内訳)

発災直後

ライフライン復旧工事や仮設住宅新築工事等
における災害発生により増加した

発災3か月後以降 (家屋解体 (公費) 本格化)

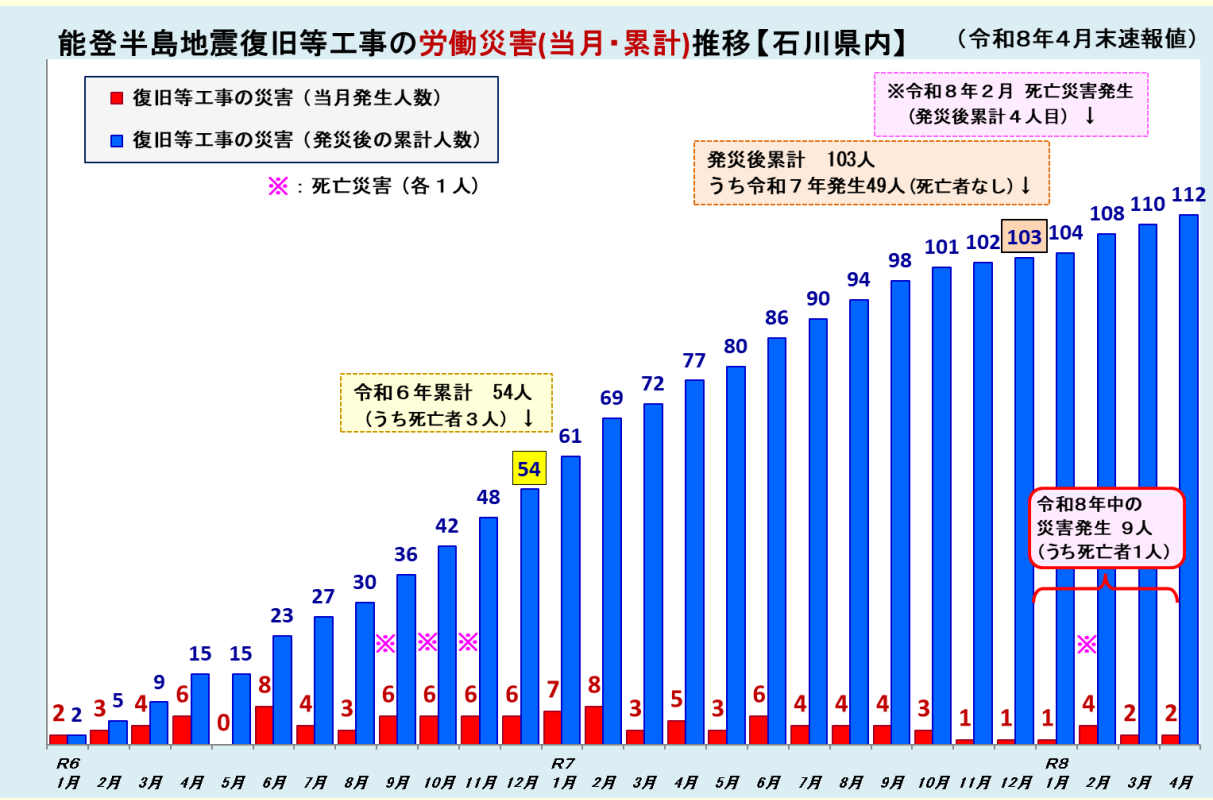
令和6年4月以降復旧等工事の増加に伴い
災害がさらに増加
県内の建設業における災害に占める割合は
全体の約3割

発災1年10か月以降 (家屋解体 (公費) 減少)

令和7年10月以降
家屋解体の施工減少に伴い復旧等工事に係る
災害も減少傾向へ
(令和7年12月一般申請公費解体完了)

発災2年後以降 (別管理物件の解体)

令和8年1月以降
解体に時間を要する大規模建物の施工が開始



- ◆ 復旧等工事のうち解体工事における災害人数の内訳 (年別及び半期別)
 - ・ 令和6年 : 34人 【 上期(1～6月) : 4人 → 下期(7～12月) : 30人 】
 - ・ 令和7年 : 38人 【 上期(1～6月) : 25人 → 下期(7～12月) : 13人 】

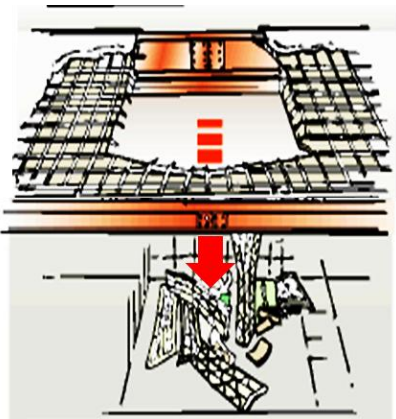
- ◆ 令和6年9月～11月に3か月連続で死亡災害が発生 その後、14か月連続で死亡災害は発生していない
令和8年2月に死亡災害が発生した (発災後の累計 4件目)

- ◆ 今後、大規模建物の解体及び本格的な復旧・復興工事の増加に伴う災害の増加が懸念される

「令和6年能登半島地震」復旧工事における死亡災害事例

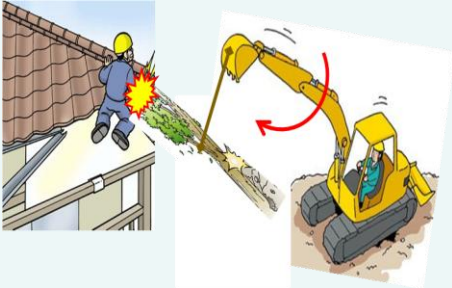
発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年9月	死亡	トンネル建設工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	50代	崩壊、倒壊	地山、岩石	トンネル復旧工事において、「令和6年奥能登豪雨」により、トンネル周囲の地山が崩落する土砂崩れが発生し、被災者が行方不明となった。翌日の捜索により、倒れたトラックの下敷きになっている状態で発見され、死亡を確認。 ▶ 地震・大雨等の影響による地山の緩み等の可能性も考慮し、作業計画策定 ▶ 地山崩壊・土石落下のおそれのある場合、土止支保工、防網、浮石除去、立入禁止等 ▶ 地山の点検者指名、監視者配置等、点検頻度を高め、異常の早期発見に努める ▶ 強風、大雨、大雪による危険が予想される場合は作業中止 
令和6年10月	死亡	木造家屋建築工事業 (R6能登半島地震復旧工事関連)	70代	墜落、転落	トラック	木造家屋の解体作業現場において、道具を取り出すため、廃棄物運搬用のトラックの運転席後部と荷台の間の構台に乗ったところ、体勢を崩して荷台内側に墜落し、荷台内にあった屋根瓦に側頭部が激突し死亡した。 ▶ 安全な作業床（幅、奥行等）の確保（不安全な場所には乗らない） ▶ 高さ2mの墜落危険のある場所では、墜落制止用器具（安全帯）の使用 ▶ トラックの荷台上及び周辺で墜落・転落のおそれのある場所で作業する場合は保護帽を使用（最大積載量2t以上は着用義務） 

「令和6年能登半島地震」復旧工事における死亡災害事例

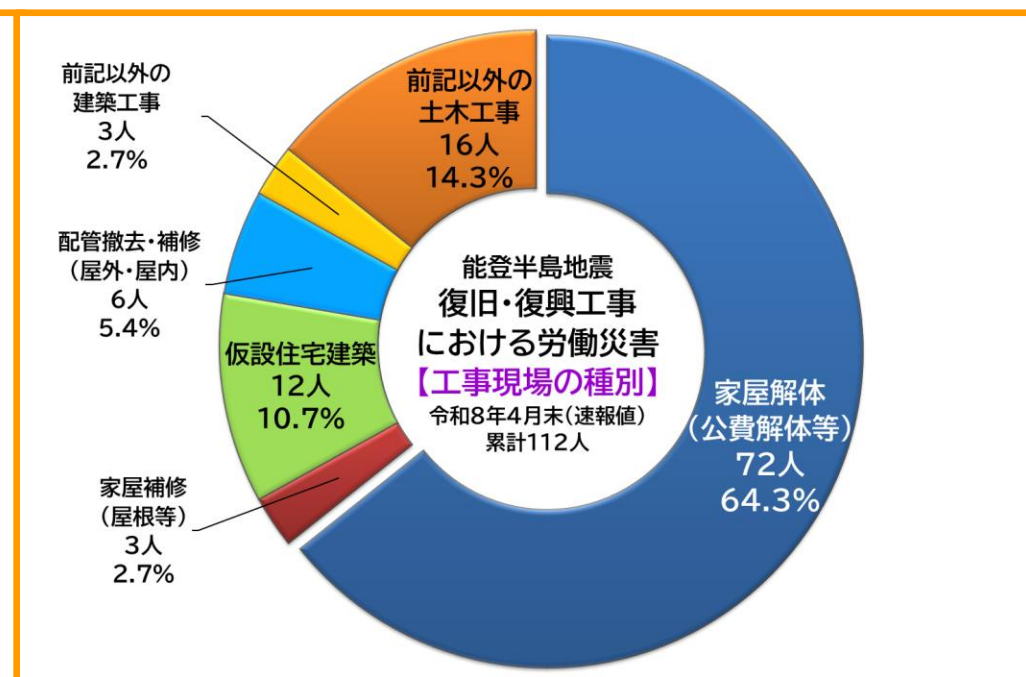
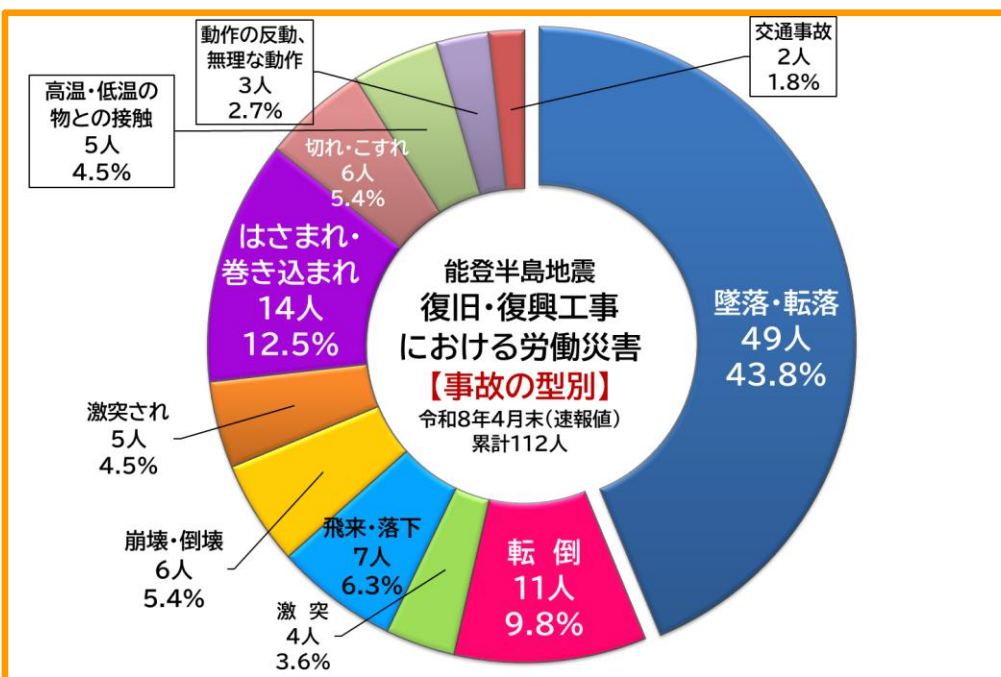
発 生 年 月	休 業 等	業 種	年 齢	事故の型	起因物	発 生 状 況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年 11月	死亡	木造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	70代	はさまれ、 巻き込まれ	解体用 機械	木造家屋の解体作業現場において、廃材を入れたフレコンバッグを、解体用つかみ機で吊って移動させようとして、つかみ機の爪にフレコンバッグの紐を掛けていた作業員が、頭部をつかみ機に挟まれ死亡した。 ▶ 原則として機械の用途外使用禁止 (荷の吊り上げは移動式クレーン又はクレーン機能付バックホウ等を使用) ▶ 物体の飛来・激突等の危険のおそれのある範囲は立入禁止(誘導者も立入禁止) ▶ 安全な作業計画(作業方法等)の策定及び適切な資格者・誘導者等の配置 
令和8年 2月	死亡	鉄骨・鉄筋 コンクリート造家屋 建築工事業 (R6能登半島 地震復旧 工事関連)	50代	飛来、落下	建築物、 構造物	学校の解体工事現場において、校舎内にある軽量鉄骨製の間仕切り壁を解体する作業中、作業の振動で、天井部に残っていた石膏ボードが、下地材から外れて落下し、頭部に激突して死亡した。 ▶ 物体が飛来・落下するおそれのある作業範囲は原則として立入禁止 ▶ 飛来・落下危険のおそれのある場所で作業を行う場合は、対象物の除去又は囲い、覆い、防網等の設置 ▶ 安全な作業手順・方法の策定・周知・教育 ▶ 作業責任者の作業指揮・監視 

【参考事例】

「令和6年奥能登豪雨」の復旧工事における死亡災害事例

発生年月	休業等	業種	年齢	事故の型	起因物	発生状況（災害イメージ図） 【災害防止のポイント】
令和6年9月	死亡	（奥能登豪雨復旧工事関連） 道路建設工事業	70代	激突され	掘削用機械	「令和6年奥能登豪雨」後の道路復旧工事で、民家屋上の倒木の撤去作業のため、ドラグ・ショベル（バックホウ）で吊られた倒木を被災者が枝払いしていた際、墜落しそうになったため、運転者がショベルを動かし、バケットで支えて助けようとしたところ、当該倒木が被災者に激突し死亡した。 ▶ 屋根上作業時は、原則として足場・手すり等の墜落防止措置 ▶ 足場等設置困難な場合、墜落制止用器具（安全帯）使用 ▶ 原則として機械の用途外使用禁止（移動式クレーン又はクレーン仕様バックホウ等を使用） 

【参考統計】 能登半島地震 復旧工事の労働災害 の内訳(「事故の型別」内訳及び「工事現場の種別」の内訳)



◆ 墜落・転落災害が最も多い(43.8%)

屋根の端・梁からの墜落、脚立・はしごからの転落、トラック・ダンプの荷台からの転落等が多い

◆ はさまれ、巻き込まれ災害が2番目に多く(12.5%)

建設機械に挟まれる事案 及び 敷鉄板に足を挟まれる事案等が複数発生

◆ 転倒災害が3番目に多く(10.1%)

廃材等の運搬作業中の転倒が複数発生

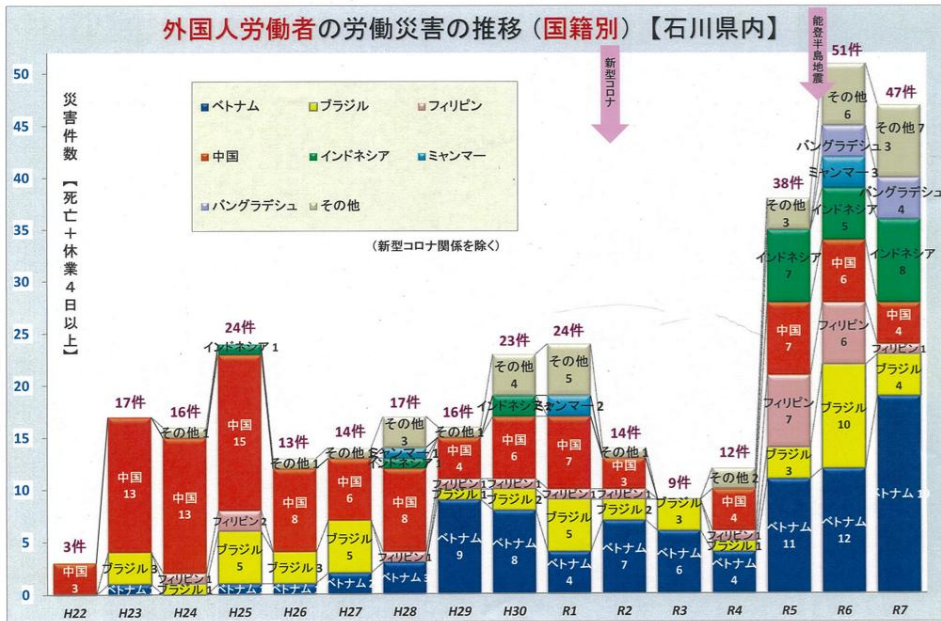
◆ 家屋解体(公費解体等)工事の災害が最も多く、本格化に伴い災害も増加し、ピークの令和7年3月以降、全体の6割超え(公費解体の完了令和7年12月)

今後、別管理建物(大規模解体等)の解体が進められる

◆ 仮設住宅建築工事 及び 家屋公費解体工事が一段落 道路・河川・山林の本復旧工事が施工され、災害も相対的に増加傾向

「石川県内における外国人の労働災害の状況」

外国人労働者の労働災害の推移（国籍別）【石川県内】



◇令和6年と令和7年は死亡災害が1件ずつ発生。

◇令和7年の国籍別の被災者人数ではベトナム籍が19人と最多で次いでインドネシア籍が8人、就労資格別には技能実習生が24人と最多となっている。

◇事故の型別では、挟まれ・巻き込まれが11件（23.4%）、切れ・こすれが10件（21.3%）、墜落・転落が6件（12.8%）などの順となっている。

◇年代別には、20歳代が28人（59.6%）、40歳代が9人（19.1%）、30歳代が6人（12.8%）12.8%などの順になっている。

【令和7年に発生した死亡災害の発生状況】

木造2階建て建物の増築工事現場において、被災者が污水管を通すため既設石膏ボードに電動ドリルで直径100mmの穴を開けた際、既設酸素導管に誤って穴をあけてしまい、その際に発生した火花が断熱材に引火した。

火は既存建屋に燃え移り、被災者は退避できずに死亡したものの。

「穴水署管内における外国人の労働災害の状況」

◇令和7年中の建設業における休業1日以上の労働災害、合計48件のうち、外国人労働者に係る労働災害は10件。

◇外国人労働者の国籍は、ベトナム・インドネシア・ラオスなど東南アジアのほか、スリランカ・パキスタン・バングラデシュ・ベトナムなど様々。

◇解体工事現場における労働災害が多く、墜落制止用器具未使用による屋根からの墜落、解体中のブロック塀の下敷きになったもののほか、夏季作業中に多数の蜂に襲われ屋根から墜落した事例を含む。

【外国人雇用啓発月間の取組】

厚生労働省では例年6月を「外国人雇用啓発月間」として定め、広く適正な外国人雇用についての啓発活動を積極的に行っています。

外国人に対する安全衛生教育資料として多言語資料を作成していますので、外国人労働者の母国語による教育など、内容の習熟にご活用ください。

外国人労働者向け安全衛生教育教材 を労働災害防止にご活用ください

最大14言語・幅広い業種等に対応しました

厚生労働省は、外国人の方にも理解しやすい安全衛生教育教材を作成しています。外国人労働者の労働災害防止にお役立てください。

マンガ・動画教材

初めて安全衛生を学ぶ方にも理解できるよう、業種共通と業種・作業別の視聴覚教材（マンガ・動画教材）を作成しています。

▶教材はこちらから <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/kyozashiryo.html>

▶動画教材（YouTube）のチャンネル登録はこちらから <https://www.youtube.com/user/MHLWanzenvideo/>



例）転倒防止の注意：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

未熟練労働者に対する安全衛生教育マニュアル

未熟練労働者は、作業に慣れておらず、危険を把握・察知する能力が身につけていません。労働災害を防止するには、雇入れ時や作業の内容が変わる時点などでの安全衛生教育が重要です。これらの安全衛生教育に役立つよう、業種別（製造業、陸上貨物運送事業、商業など）の教材を作成しています。

▶教材はこちらから <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000118557.html>



例）安全な服装のマニュアル：14言語対応
（画像は、日本語・スペイン語・中国語）

技能講習補助教材

外国人労働者が技能講習時に専門用語を理解しやすいよう、技能講習別の補助教材を作成しています。

▶教材はこちらから https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11114.html

荷重中心とフォークの長さ

Load Center and Fork length

Trọng tâm tải và chiều dài càng nâng



例）講習用パワーポイント（フォークリフト運転）：14言語対応（画像は、日本語・英語・ベトナム語）

第77回 全国労働衛生週間

2026（令和8）年10月1日～7日【準備期間：9月1日～30日】

全国労働衛生週間スローガン

ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに
みんな生き生き健康職場

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 労働者の健康の保持増進を図るための取組
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組
- 個人事業者等の安全衛生の確保に関する取組
- 治療と就業の両立支援対策
- 化学物質による労働災害に関する取組
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 労働衛生3管理の推進等
- 過重労働による健康障害防止対策
- 作業内容や働き方に応じた取組
- 職場の熱中症予防対策の推進
- 作業環境の特性に応じた取組

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

各事業場の全国衛生週間及び準備期間中の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場の事業者及び労働者が連携・協力しつつ、以下の事項の実施をお願いします。

① 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視

② 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示

③ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰

④ 有害物の漏えいによる事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施

⑤ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

令和8年度 全国衛生週間実施要綱はこちら



全国衛生週間で建設業に特にご留意いただきたい事項

◇「職場における熱中症防止のためのガイドライン」等に基づく

熱中症予防対策の推進等に関する事項◇

- ・ 熱中症のおそれのある作業者の早期発見のための連絡体制の整備等を内容する改正労働安全衛生規則に基づく措置義務の徹底
- ・ 湿球黒球温度の値（WBGT 値）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
- ・ 作業を管理する者及び労働者に対する労働衛生教育の実施
- ・ 糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対する医師等の意見を踏まえた配慮の実施
- ・ 本年夏季に実施した各熱中症予防対策の取組に関する確認

全国衛生週間で建設業に特にご留意いただきたい事項

◇個人事業者等の安全衛生の確保に関する事項◇

- ・ 個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合における安全衛生の確保に必要な健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進措置の実施
- ・ 「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」に基づく個人事業者等が健康に就業するための取組の推進に関する事項
- ・ 健康管理に関する意識の向上等個人事業者等が自身で実施する事項の推進
- ・ 個人事業者等への安全衛生教育や健康診断に関する情報の提供等注文者等が実施する事項の推進
- ・ 安全衛生経費の確保等、個人事業者等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
- ・ その他、個人事業者等が業務上の災害を防止するための取組を円滑に実施するために必要な安全衛生情報の提供、作業方法・手順の共有、作業環境の確保・改善、安全衛生教育の機会の提供等の配慮

全国衛生週間で建設業に特にご留意いただきたい事項

◇石綿による健康障害防止対策に関する事項（その１）◇

- ・ 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
- ・ 有資格者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
- ・ 労働基準監督署に対する届出の徹底
- ・ 隔離・湿潤化の徹底
- ・ 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
- ・ 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
- ・ 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
- ・ 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
- ・ 作業実施状況の写真等による記録の徹底

全国衛生週間で建設業に特にご留意いただきたい事項

◇石綿による健康障害防止対策に関する事項（その2）◇

- ・ 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
- ・ 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷、劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
- ・ 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- ・ 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
- ・ 工業製品等における石綿含有製品等の把握
- ・ 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等

職場の健康診断実施強化月間のご案内

事業者の皆さまへ

別添1

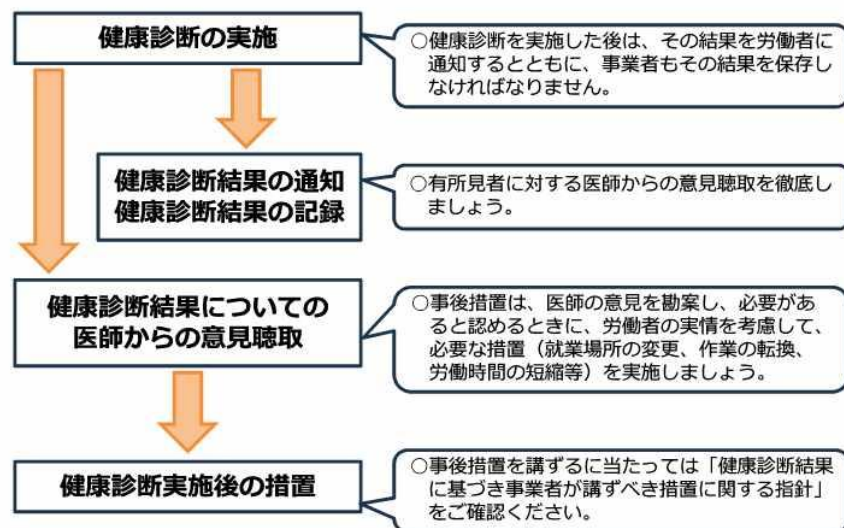
9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

「健康診断及び事後措置の実施の徹底」、「医療保険者との連携」及び「女性の健康課題に関する理解の促進」等をお願いします

健康診断及び事後措置の実施の徹底

■ 健康診断の実施、有所見者に対する医師からの意見聴取、医師の意見を勘案した必要な事後措置の実施は、全て労働安全衛生法に基づく事業者の義務です。

一般的に小規模事業場での実施率が低くなっています。事業場の規模にかかわらず、労働者の健康管理を適切に講ずるため、事後措置の実施まで徹底してください。



健康診断結果に基づき事業者が
講ずべき措置に関する指針はこちら

<地域産業保健センターのご案内>

地域産業保健センターでは、労働者数50人未満の小規模事業場への支援として、産業医・保健師を配置し、健診結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者・高ストレス者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導、労働者の健康に係る各種相談などの対応をしていますので、ぜひご活用ください。

【重点事項】

◇一般健康診断

- ・一般健康診断の実施、医師からの意見聴取及び事後措置等の実施の徹底
- ・一般健康診断結果の記録の保存、報告の徹底
- ・一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- ・小規模事業場における留意事項
- ・地域保健との連携（コラボヘルス）
- ・外国人労働者に関する留意事項
- ・派遣労働者の健康診断
- ・個人事業者等に関する留意事項

◇ストレスチェック制度の適切な実施等

◇健康保持増進措置等の適切な実施

- ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針に基づく措置
- ・職場におけるがん検診の推進
- ・女性の健康課題に関する理解の促進
- ・口腔の健康の保持増進
- ・眼科検診等の実施の推進

◇職場環境に起因する疾病の防止の推進

- ・騒音障害防止のための取組の推進
- ・職場における感染症に関する理解と取組の促進

◇治療と仕事の両立支援の周知



小規模事業場のストレスチェック義務化

労働者数50人未満の事業者も

ストレスチェック が義務になります！

令和10年
4月1日
スタート



ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法において実施が義務付けられています。

2025年の労働安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者数50人未満の事業者にもストレスチェックの実施が義務化されました。

ストレスは見えませんが、
チェックしましょう。

ストレスチェックって何ですか？

事業者による職場のメンタルヘルス対策の取組です。労働者にストレスの状況についての検査(ストレスチェック)を実施し、本人のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、検査結果の集団ごとの集計・分析を通じて、職場のストレス要因の改善につなげることで、メンタルヘルス不調の未然防止を図る仕組みです。

「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド

本スタートガイドは、小規模事業場におけるストレスチェック制度の導入・実施にあたり、マニュアルを円滑に活用いただくため、そのポイントをお示しするものです。マニュアル本体と併せてご利用ください。



厚生労働省

はじめに

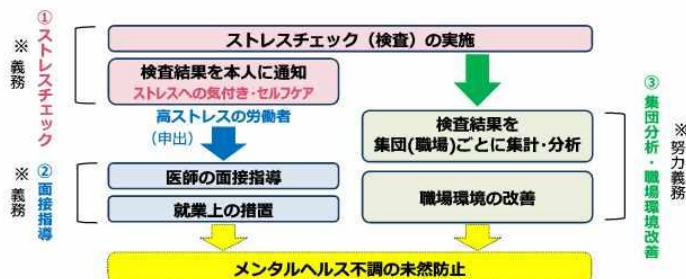
- ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法により事業者を実施が義務付けられています。(労働者数50人未満の事業場は、当分の間努力義務とされていました。)
- 2025年の労働安全衛生法の改正により、労働者数50人未満の事業場にも、ストレスチェックの実施が義務化されました。(施行期日は令和10年4月1日)

0 ストレスチェック制度とは

マニュアルP3～6

★ ストレスチェック制度の目的は、メンタルヘルス不調の未然防止です。メンタルヘルス不調者の発見ではありません。

- 「ストレスチェック」とは、労働者がストレスに関する質問票(選択式)に回答し、自身のストレスがどのような状態にあるのかを知ってもらうための簡単な検査です。
- 事業者は、1年ごとに1回、ストレスチェック(検査)を実施し、
 - ① 労働者に、自身のストレスへの気付き・セルフケアを促すとともに、
 - ② 高ストレスの労働者には、医師の面接指導の機会の提供、医師の意見を踏まえ必要な就業上の措置、
 - ③ 集団分析を通じて職場ごとのストレス要因を把握し、職場環境の改善につなげます。



ストレスチェック制度に取り組む意義

- 労働者のメンタルヘルス不調の未然防止が重要です。ひとたび、メンタルヘルス不調になってしまうと、その病休期間は平均で約3か月、復職後に再び病休になる割合も約半数と、特に小規模事業場にとっては、大きな人材の損失となるほか、経営上のリスクにつながってしまいます。
- また、ストレスチェック制度をはじめとした職場のメンタルヘルス対策に取り組むことで、働きやすい職場の実現を通じて、生産性の向上や人材の確保・定着、企業価値の向上といった、持続的な経営につながります。特に人材不足が課題となっている小規模事業場において、メリットも大きいと考えられます。
- こうした視点も踏まえて、事業者は、職場のメンタルヘルス対策を経営課題に位置付けて、ストレスチェック制度にしっかり取り組んでいくことが重要です。



転倒災害の防止について

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- ☐ (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
 
- ☐ 作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底

- ☐ 通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消

- ☐ 作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒（8%）
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」

- ☐ 作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒（8%）
➢ 設備、什器等の角の「見える化」

- ☐ 作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒（7%）
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる


「滑り」による転倒災害の原因と対策

- ☐ 凍結した通路等で滑って転倒（25%）
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）

 - ☐ 作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
（清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）

 - ☐ 水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置

 - ☐ 雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

- （★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます
 

転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

- 骨折（約70%）
 - 打撲
 - 眼球破裂
 - 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

47日

性別・年齢別内訳

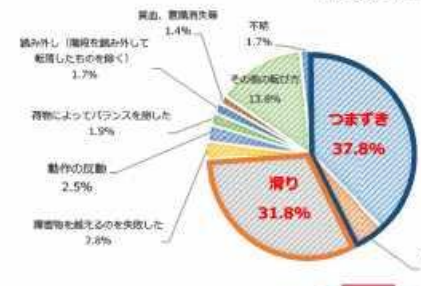


転倒したのは...



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



＜その他の転び方＞

- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 腰が引っかけた
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

